

八王子市自転車等の放置の防止に関する条例

平成3年4月12日条例第24号
最終改正 平成22年3月5日

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 自転車等の放置の防止等（第8条—第14条）
- 第3章 自転車駐車場の設置義務（第15条—第24条）
- 第4章 雑則（第25条—第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、通行機能の確保及び歩行者の安全を図り、市民の良好な生活環境を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2） 駅周辺道路等 駅周辺の道路、広場、公園、緑地その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- （3） 放置 自転車等が自転車等駐車場以外の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態にあることをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車方法の指導及び啓発、民営自転車等駐車場事業の育成、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止施策の推進に努めるものとする。

（利用者の責務）

第4条 自転車等の利用者は、駅周辺道路等に自転車等を放置しないよう努めなければならない。

- 2 自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名を明記するとともに、防犯登録を受けるよう努めなければならない。
- 3 駅又は停留所と近距離の居住者及び駅又は停留所と近距離の学校若しくは事業所に通学若しくは通勤する者は、当該駅又は停留所への自転車等の利用を自粛するよう努めなければならない。

（自転車販売業者の責務）

第5条 自転車の販売を業とする者は、当該自転車の販売に当たり、購入者に対し、当該自転車に住所及び氏名を明記し、防犯登録を受けるよう勧奨に努めなければならない。

（鉄道事業者等の責務）

第6条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「鉄道事業者等」という。）は、旅客の利便に供するために必要な自転車等駐車場を設置するよう積極的に努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、市長が自転車等駐車を設置しようとするときは、その用地の提供に積極的に努めなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第7条 公共施設、商業施設、娯楽施設その他の自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、自ら自転車等駐車の設置に努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置防止施策に協力しなければならない。

第2章 自転車等の放置の防止等

(放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、駅周辺道路等の良好な生活環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるときは、当該駅周辺道路等の区域を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、市規則で定める事項を告示し、速やかに、当該放置禁止区域内にその旨を掲示しなければならない。

(放置禁止区域の変更等)

第9条 市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(放置の禁止)

第10条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等の措置)

第11条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を直ちに撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等の措置)

第12条 市長は、良好な生活環境を保持するため必要があると認めるときは、放置禁止区域外の道路、広場、公園、緑地その他公共の用に供する場所に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動するよう指示することができる。

2 市長は、前項の規定による指示に従わず、自転車等が市規則で定める期間移動されることなく放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(撤去した自転車等の措置)

第13条 市長は、第11条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に、市規則で定める期間保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、市規則で定めるところにより保管期間、保管場所その他必要な事項を告示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により保管した自転車等を当該自転車等の所有者に返還するため、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、同項に規定する期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、市規則で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受

人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(費用の徴収)

第14条 市長は、第11条第2項又は第12条第2項の規定により自転車等を撤去し、前条第1項の規定により保管したときは、撤去及び保管に要した費用として、別表に定める額（以下「撤去保管費用」という。）を当該自転車等の利用者又は所有者から徴収する。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の撤去保管費用を減額し、又は免除することができる。

第3章 自転車駐車場の設置義務

(自転車駐車場を設置すべき区域の指定)

第15条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第4項の規定に基づき自転車駐車場を設置しなければならない区域（以下「指定区域」という。）は、放置禁止区域に指定された区域とする。

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第16条 指定区域内において、次の各号に掲げる用途に供する施設（以下「特定施設」という。）で、当該特定施設の床面積の合計（以下「施設面積」という。）が300平方メートルを超えるものを新築しようとする者は、当該特定施設又はその敷地内若しくは当該特定施設からおおむね50メートル以内である場所に、次項に定める基準に従い算出した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

- (1) 小売店
- (2) 飲食店
- (3) 遊技場
- (4) 銀行その他の金融機関
- (5) 物品（映画、音楽等の複製物に限る。）を賃貸する事業所
- (6) 学習施設
- (7) スポーツ施設
- (8) カラオケボックス
- (9) 映画館
- (10) 病院
- (11) 郵便局
- (12) 官公署

2 特定施設を新築する場合の自転車駐車場の規模は、次の各号に掲げる基準により算出するものとする。ただし、算出された自転車駐車場の規模に、1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 施設面積が5,000平方メートル以下の部分については、35平方メートルごとに1台
- (2) 施設面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の部分については、70平方メートルごとに1台
- (3) 施設面積が10,000平方メートルを超える部分については、140平方メートルごとに1台

3 特定施設の用途の範囲及び施設面積の算出方法は、市規則で定める。

(施設を増築等する場合の自転車駐車場の設置)

第17条 指定区域内において、増築又は用途変更（以下「増築等」という。）により特定施設の施設面積の増加をしようとする者は、当該増築等後の施設面積が300平方メートルを超える場合においては、当該特定施設又はその敷地内若しくは当該特定施設か

らおおむね50メートル以内である場所に、当該増築等後の施設面積から当該増築等前の施設面積を除く部分の面積を140平方メートルで除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の台数を規模とした自転車駐車を設置しなければならない。

- 2 前項の場合において、増築等前に既に自転車駐車を設置しているときは、前項の規定により算出した自転車駐車の規模から当該設置している自転車駐車の規模を控除することができる。

（協議及び指導）

第18条 特定施設の新築又は増築等をしようとする者は、第16条又は前条に規定する自転車駐車を設置することが困難な場合には、市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議があった場合には、特定施設の新築又は増築等をしようとする者に対して、必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 前項の規定による指導及び助言があった場合には、特定施設の新築又は増築等をしようとする者は、速やかにこれに従わなければならない。

（指定区域の内外にわたる施設の場合の措置）

第19条 特定施設が指定区域の内外にわたる場合は、当該特定施設のうち指定区域外に存する部分は存しないものとみなして、第16条及び第17条の規定を適用する。

（自転車駐車の構造等）

第20条 第16条及び第17条の規定により設置する自転車駐車は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

- 2 第16条及び第17条の規定により設置される自転車駐車の規模は、駐車台数1台につき1平方メートル以上としなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車で、市長が前項の規定に適すると認めたものについては、この限りでない。

（自転車駐車の位置及び利用方法の表示）

第21条 第16条及び第17条の規定により自転車駐車を設置する者は、利用者が当該自転車駐車を容易に利用できるよう、その位置及び利用方法を表示しなければならない。

（自転車駐車の設置の届出）

第22条 第16条及び第17条の規定により自転車駐車を設置しようとする者は、あらかじめ、市規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

（適用除外）

第23条 第15条の規定により、指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して6月以内に特定施設の新築又は増築等の工事に着手した者については、第16条及び第17条の規定は適用しない。

（自転車駐車の管理）

第24条 第16条及び第17条の規定により設置した自転車駐車の所有者又は管理者は、当該自転車駐車をその目的に適合するように管理しなければならない。

第4章 雑則

（立入検査等）

第25条 市長は、第16条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、特定施設若しくは自転車駐車の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に特定施設若しくは自転車駐場に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し

てはならない。

(警告及び勧告)

第26条 市長は、第16条、第17条、第20条、第21条又は第24条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するよう警告することができる。

2 市長は、前項の規定による警告を行った場合において、その警告を受けた者が正当な理由なくその警告に従わなかったときは、文書により勧告することができる。

(公表)

第27条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称その他市規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく公表を行おうとするときは、市規則で定めるところにより、当該公表の対象となる者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(措置命令)

第28条 市長は、第26条の規定による勧告に従わなかった者に対して、相当の期間を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した書面により行うものとする。

(八王子市行政手続条例の適用除外)

第29条 この条例の規定による処分（前条に規定する処分は除く。）については、八王子市行政手続条例（平成7年八王子市条例第28号）第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(略)

別表（第14条関係）

自転車	3,000円
原動機付自転車	5,000円